

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コスモエネルギーグループでは、企業としての使命や広く社会に対して担う責任を踏まえた「コスモエネルギーグループ経営理念」およびこれを推進し達成するための具体的指針としての「コスモエネルギーグループ企業行動指針」に基づき、株主をはじめ、全てのステークホルダーの満足の最大化を図るために「持続的成長と中長期的な企業価値向上」、「経営の透明性・効率性の向上」、「迅速な業務執行」および「リスクマネジメントおよびコンプライアンスの徹底」を推進しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Infinity Alliance Limited	176,000,000	20.76
Royal Bank of Canada Trust Company(Cayman)Limited	38,938,000	4.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	37,613,000	4.43
株式会社みずほ銀行	31,531,400	3.71
株式会社三菱東京UFJ銀行	19,750,037	2.32
関西電力株式会社	18,600,000	2.19
三井住友海上火災保険株式会社	17,678,000	2.08
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	15,803,000	1.86
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	15,792,000	1.86
コスモ石油取引先持株会	14,981,000	1.76

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

1. 当社は10月1日に設立された会社のため、株主情報をまだ把握しておりません。
そのため、上記はコスモ石油(株)の平成27年3月31日現在の大株主の状況を記載しています。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 37,613千株

3. (株)みずほ銀行から平成26年5月22日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成26年5月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、(株)みずほ銀行以外については、コスモ石油(株)として平成26年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
(株)みずほ銀行	31,531	3.72
みずほ信託銀行(株)	11,000	1.30

4. 三井住友信託銀行(株)から平成27年1月8日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成26年12月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、コスモ石油(株)として平成26年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
--------	-------------	------------

三井住友信託銀行(株)	32,196	3.80
日興アセットマネジメント(株)	1,719	0.20

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	石油・石炭製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
神野 榮	他の会社の出身者					△						
宮本 照雄	他の会社の出身者											
モハメド・アル・ハムリ	他の会社の出身者					△						
モハメド・アル・メハイリ	他の会社の出身者					△		△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神野 榮	○	○	関西電力(株)の常任監査役を務めており、同社と当社グループとの間には石油製品の売買等の取引がありますが、前会計年度における同社およびコスモ石油(株)それぞれの売上高の0.2%未満であり、十分に独立性を有していると判断しております。	関西電力(株)の取締役および監査役を経験しており、当社グループの属する業界にとらわれない幅広い見地から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行しうると判断しております。また、左記の取引が独立性に影響を与えるおそれはなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として職務を十分に遂行しうると判断しております。
				東芝テック(株)にて国際部門や法務部門の要職を歴任し、その後、公益社団法人日本監査役協会にて代表専務理事・事務局長を務めるな

宮本 照雄	○	○		ど企業会計、企業統治に精通し、豊富な法的知識を有しており、当社グループの属する業界にとらわれない幅広い見地から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行しうると判断しております。
モハメド・アル・ハムリ			過去に当社グループの主要な取引先であるアブダビ国営石油公社の業務執行者でありました。	アラブ首長国連邦エネルギー大臣を務めた経験があり、石油業界に関する国際的な見地から、社外取締役としての職務を適切に遂行しうると判断しております。
モハメド・アル・メハイリ			過去に当社グループの主要な取引先であるアブダビ国営石油公社の業務執行者でありました。 当社グループの主要な取引先であるアブダビ国営石油公社の業務執行者の三親等以内の親族であります。 当社の主要株主の親会社であるインターナショナル・ペトロリアム・インベストメント・カンパニーの業務執行者でありました。	ボレアリス社の監査役、パク-アラブ・リファイナリー・リミテッド社の副会長およびノヴァ・ケミカルズ社の取締役を務めており、石油業界に関する国際的な見地から、社外取締役としての職務を適切に遂行しうると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				
当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項					

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、専任者を配置しております。なお、当該専任者の独立性を確保するため、任命・異動・懲戒等の人事権に係る事項の決定にあたっては、事前に監査等委員会の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監査等委員会は、会計監査人(あずさ監査法人)と四半期に1回および必要の都度会合を持ち、当社および子会社における業務執行状況ならびに財産の状況等に関する報告を受けるとともに、相互の情報共有、意見交換を実施するなど緊密な連携を図っています。また、内部監査部門より月1回定期的に、あるいは必要の都度内部監査結果についての報告を受け、内部統制システムの適正性を評価するとともに、必要な追加監査および調査等について指示を行っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性								
	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—

補足説明
当社は、取締役の候補者および報酬の決定プロセスに関する透明性と客観性を確保することを目的として、過半数が独立社外取締役により構成される指名・報酬諮問委員会を設置しております。

当委員会は、取締役の候補者案と報酬制度について審議し、取締役会への答申を行います。当委員会の事務局は、秘書室に設置しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
その他独立役員に関する事項	

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしながら、社外取締役が業務執行者を務める法人・団体との取引関係等を勘案のうえ、独立社外取締役を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	

当社では、中長期的な業績の向上と企業価値および株主価値増大へのインセンティブ、株主との利益共有、チャレンジ精神奨励と報酬決定・評価プロセスの透明性、客観性の確保を基本方針とする業績連動型報酬制度を導入しております。

同制度は、定額報酬である基本報酬および経常利益、ネットD/Eレシオ、ROE等の連結業績指標と連動するインセンティブ報酬で構成されます。インセンティブ報酬は、各事業年度の連結業績指標に連動する年次インセンティブ報酬(賞与)および連結中期経営計画の達成度に連動する長期インセンティブ報酬で構成されます。

当社は、長期インセンティブ報酬として、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託と称される株式報酬制度を採用します。業績連動型報酬制度は、取締役(社外取締役、監査等委員である取締役を除く)および執行役員を対象とします。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める旨定款で規定されており、また、設立から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬総額は、年額5億円以内とする旨、定款で定めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

定款の定めにより、取締役(監査等委員である取締役を除く)の金銭報酬の上限を年額5億円、監査等委員である取締役の金銭報酬の上限を年額9千万円としております。また、取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)および執行役員を対象とする株式報酬制度において当社が拠出する金員の上限を6億8千7百万円としております。

役員に付与される報酬の水準は、外部の専門機関の調査データを参考にし、業績達成度の評価は、指名・報酬諮問委員会の審議を経た上で決定されます。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役専属のスタッフを配置し、会議資料の事前配布・説明および情報提供等のサポートを適宜行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、統治形態として監査等委員会設置会社を選択し、監査等委員会および会計監査人を設置しています。また、任意の機関として指名・報酬諮問委員会を設置することにより、取締役・執行役員の選任と報酬決定のプロセスの客観性・透明性を確保します。

(1) 取締役会

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)7名(男性7名、うち社外取締役2名)、監査等委員である取締役3名(うち独立社外取締役2名)で構成され、経営の基本方針等重要な事項を決定するとともに、業務執行を監督しております。また、社外取締役を招聘することにより、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図ります。

(2) 監査等委員会

独立社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成される監査等委員会(男性3名)は、内部統制システムを利用して、取締役の職務執行、その他グループ経営にかかわる全般の職務執行の状況について、監査・監督を実施します。

(3) 会計監査人

会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任し、会計および会計に係る内部統制の適正および適法性について第三者としての視点より助言・指導を受けています。

(4) 内部監査

内部監査体制については、社長直轄のスタッフからなる監査室を設置し、経営執行会議に諮った年度毎の内部監査計画に則り社内および関連会社の業務活動に対して内部監査を実施しています。業務の改善に向けて具体的な助言・勧告を行うとともに、経営トップ、経営執行会議ならびに監査等委員会へ内部監査報告を実施するなど、内部監査機能の充実に努めております。

(5) 経営執行会議

経営執行会議は、社長執行役員を含む主要な執行役員、監査等委員である取締役により構成され、原則隔週1回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき業務執行に関する基本方針および重要事項を審議する業務執行の意思決定機関としています。

(6) 指名・報酬諮問委員会

指名・報酬諮問委員会は、社内取締役1名、独立社外取締役2名の計3名で構成され、委員長は社内取締役が務めます。同委員会は、取締役会の諮問機関であり、役員の指名・報酬に関する審議を行います。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役の比率を高め取締役会の監査・監督機能を強化することなどを目的として、監査等委員会設置会社の統治形態を採用しております。

また、当社では執行役員制度を導入し、経営の意思決定・業務執行の監督(取締役会)と業務執行を明確に分離しております。また、事業環境の変化に即応し、迅速な意思決定を行うため、一部の権限を執行役員に委譲しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の約3週間前を目途に招集通知を発送しています。また、開催日の約4週間前を目途に招集通知を当社ホームページ等に掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を回避して開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知、事業報告、連結・単体計算書類、監査報告書謄本および株主総会参考書類の英訳を、当社および議決権電子行使プラットフォームのホームページ上に掲載しています。
その他	株主総会招集通知、事業報告、連結・単体計算書類、監査報告書謄本、株主総会参考書類および株主総会会場案内図をホームページ上に掲載しています。 また、株主総会では、株主の皆様によりわかりやすくご理解いただけるよう、映像を用いて報告事項を説明しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の情報開示方針については、ホームページ上に「ディスクロージャーポリシー」を公表しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社単独の説明会を実施していませんが、アナリスト向け決算説明会の様子をホームページ上に音声配信し、説明会資料も全て開示しています。 このほか、個人投資家向けサイトを開設し、株主通信を年2回発行するなど、機関投資家と個人投資家との間に情報格差を生じさせない工夫をしています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に説明会を実施しています。また、第2四半期決算(原則として11月上旬頃)および第4四半期決算(原則として5月上旬頃)の後、トップマネジメントによる戦略説明ならびに決算の実績および業績予想の説明・質疑応答を実施しています。 第2四半期決算後・第4四半期決算後の説明会の様子については、音声および説明会資料を説明会と同日にホームページ上に開示しています。第1四半期決算(原則として8月上旬頃)および第3四半期決算(原則として2月上旬頃)については、経理担当役員による決算の実績および業績予想の説明・質疑応答を実施し、ホームページ上に音声および説明会資料を開示しています。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	説明会を実施していませんが、アナリスト向け説明会の様子を英語に吹き替え、英文資料とともにホームページ上に開示しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報(決算短信、説明会資料、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書およびエクセル形式でダウンロード可能な業績のヒストリカルデータ)をはじめ、株式・債券情報、用語集および発行物(株主通信、アニュアルレポート)を掲載しています。 個人投資家向けにも当社の業務内容等をわかりやすく解説した特別のサイトを開設しています。また、海外投資家向けには、日本語と同レベル(個人投	

	資家向けサイトを除く)の内容を英文で提供しています。
IRに関する部署(担当者)の設置	(担当役員)取締役専務執行役員 桐山 浩 (担当部署および担当者)グループ経営企画ユニット コーポレートコミュニケーション部 IR室 近藤 充、グループ経営支援ユニット 法務部総括グループ 櫻庭 聡

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コスモエネルギーグループ企業行動指針(平成27年10月制定)」に、当社グループがステークホルダーに対して果たすべき社会的責任を明記し、当社グループ内で共有しています。さらに、企業倫理および人権をテーマとして、当社グループの全事業所で年1回、全社員を対象とした研修会を実施し、周知徹底に努めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、国連が提唱するグローバルコンパクトの基本原則(人権・労働・環境・腐敗防止)を尊重し、経営理念の実現に向けて活動しています。平成27年10月に制定した「CSR活動方針(平成27～29年度)」では、「安全管理施策の徹底」、「誠実な業務遂行」、「人権／人事施策の充実」、「環境対応策の推進」および「グループ内および社外とのコミュニケーション活動の推進」を重点項目として、持続可能な社会および地球環境の実現に向けた取り組みを推進しています。 また、「環境対応策の推進」について、「連結中期環境計画(平成27～29年度)」を平成27年10月に策定し、「事業継続を踏まえた地球温暖化防止への対応」、「環境負荷の低減」および「環境貢献活動の推進」をテーマとして、当社グループの環境経営の強化を図るとともに、「エコオフィス活動」等を通して社員一人ひとりの自主的な取り組みを促進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コスモエネルギーグループ企業行動指針」において、経営の透明性を旨とし、株主・投資家等への適時・適切な情報開示のみならず、経営方針・事業内容をより知っていただくために、誠実に積極的なコミュニケーションを行うことを方針として掲げています。当社グループを取り巻く多様なステークホルダーへのCSR活動等の情報開示にあたり、各種ガイドラインを参考にした「コスモエネルギーグループコーポレートレポート」の発行およびホームページにて、編集方針を開示してまいります。
その他	(女性の活躍推進に向けた取り組みについて) ダイバーシティ推進室を設置し、長時間労働をなくすための生産性向上施策の推進や育児・介護中の社員、出産を控えた社員やその上司を対象としたワークライフバランスへのフォローに取り組む等、男性・女性を問わず、誰もが働きやすい組織・風土を目指し、取り組みを推進していきます。 また、基幹職群の採用において、2015年度採用者より女性採用比率を30%以上とすること、女性管理職比率を、2014年度の1.2%(7名)より、2020年度までに5%(37名)とすることを目標とし、女性社員の積極的な採用と育成に取り組んでいます。 *ダイバーシティ推進室は、2015年10月1日より、コスモエネルギーホールディングス(株)の組織となります。 *女性採用比率および女性管理職比率については、中核会社であるコスモ石油(株)に在籍する社員を対象としています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【基本的な考え方】

当社は、コスモエネルギーグループの経営理念および企業行動指針を実践し、職務を適正かつ効率的に執行するため、当社および当社グループ会社の取締役および社員の職務執行の体制、これを支えるためのリスクマネジメント・内部監査の体制および監査等委員による監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しています。

【内部統制システムの整備状況】

当社では、経営理念を実現するために、「コスモエネルギーグループ企業行動指針」を制定し、遵法精神を踏まえた倫理観のある企業行動の徹底に努めています。当社グループのCSRおよび内部統制に関する活動については、CSRを推進する以下の各実行委員会において、当社グループ会社の活動実績・評価も含めて審議し、取締役会で決議します。各実行委員会はCSR統括部または関係部署がその運営を補佐し、当社グループをあげて重点的かつ積極的な取り組みを進めています。

・企業倫理・人権委員会

(目的: 当社グループが企業倫理を意識した行動をし、人権施策を徹底する。)

・安全・リスクマネジメント委員会

(目的: 当社グループの事業活動における安全確保および将来リスクの低減化を図る。)

・環境・社会貢献委員会

(目的: 当社グループ事業活動からの環境負荷を最小化し、地球環境の保全および改善に取り組む。また、社会貢献活動の基本方針及びコンセプトに則して社会への貢献を図る。)

・情報開示委員会

(目的: 適切な情報開示と透明性を確保し、企業価値を高める。)

このほか、全社員に対し経営理念カードを配付するとともに、当社グループの役員および社員を対象とした定期的なモニタリング調査や企業倫理研修を実施するなどして、コンプライアンスの徹底およびCSR意識の浸透を図っています。

また、社員からの相談および通報に対して適切に対応し、企業倫理の確立を目的としたコスモエネルギーグループ企業倫理相談窓口(ヘルプライン)を社内外に設置しています。通報者に対しては、匿名性を確保するなどの不利益回避措置を講じています。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制については、取締役会規程、経営執行会議規程、業務規程、決裁権限規程等により、職務の効率的な執行を図っています。

取締役の職務にかかる情報の保存および管理に関する体制については、取締役会規程、情報管理規程等の情報管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理しています。

なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムについては監査室が評価機能を有し、当社グループ全体の内部統制システムを評価および改善しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

「コスモエネルギーグループ企業行動指針」の第6章「誠実な企業であり続けます」の中で「反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、いかなる利益供与も行いません。また、マネーロンダリングに関与しません。」と定めています。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

当社では、関係部署が連携し、不当要求への対応、不当要求対策マニュアルや規程の策定、不当要求情報の収集・管理等の業務を行うほか、各事業所からの相談に応じるとともに、適宜関係当局と連携する体制を構築しています。

また、当社は、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特暴連)、三田地区特殊暴力防止対策協議会および財団法人暴力団追放運動推進都民センター(暴追都民センター)に加盟しており、各種研修会への参加や情報収集活動を行っております。

啓発活動としましては、年に1回、当社グループ全社員に対する企業倫理研修を通じて、「コスモエネルギーグループ企業行動指針」の理解を深めるとともに、その浸透度をモニタリングすることで周知徹底を図っています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 情報開示の方針(情報開示に関する企業行動指針)

当社グループの経営理念は究極的な経営目標と位置付けられ、この理念を達成するために、私たちが取るべき具体的な指針として「コスモエネルギーグループ企業行動指針」を定めております。

2014年9月に実効性を更に高めるべく、企業行動指針の全面改訂を行い、株主および投資家に対する会社情報の適時開示について、以下のとおり定めています。

【情報の適時・適切な開示】

財務状況や経営に関する情報、事故や安全に関する情報など開示すべき会社の情報を適時・適切に開示します。

また、その内容は、正確・公正・十分であるものとし、開示すべき情報を隠蔽・改ざんしません。

【適正な会計処理】

適正に会計処理を行います。会計事実と反しないよう適正に記録し、虚偽・架空記帳や簿外資産など不正な会計処理・会計情報操作は行いません。

【誠実な広報活動】

事業活動・経営理念・経営方針をより知っていただくため、誠実で積極的な広報活動、コミュニケーション活動を推進します。

また、私たちは、いただいたご意見などを適切に事業活動に反映します。

【適正な法定書類の作成】

計算書類・有価証券報告書その他の法定書類を適正に作成します。

【不正な株式売買等の禁止】

会社または取引先の内部機密情報を利用して、私的な利益を追求しません。業務遂行上、会社や他社の未公表な内部情報を知った場合は、その情報が正式に公表されるまで、それらの会社の株式の売買は行いません。

【退職後の守秘義務】

退職後も、在職中の業務を通じて知り得た個人情報、会社の機密情報は、本人・会社の同意を得ずに他人に漏らさず、また本人・会社の意思に反する使い方をしません。

2. 適時開示に係る社内体制

重要な決定事実および重要な発生事実については、グループ経営支援ユニット法務部において証券取引所の定める適時開示規則に規定された開示が求められる会社情報に該当するか否かを精査し、開示が必要とされる情報については、取締役会または経営執行会議を経て、証券取引所に適時開示を行っております。

また、証券取引所の定める適時開示規則上では開示が必要とされない情報についても、上記1. 記載の方針に基づき、グループ経営企画ユニットコーポレートコミュニケーション部広報室またはIR室がマスメディアや当社ホームページ掲載を通じて、広く情報公開を行っております。

3. 「沈黙期間」(情報開示を制限する期間)

当社では、重要な会社情報の漏えいを防ぎ、公平性を確保するため、原則、各四半期決算発表日の3週間前より「沈黙期間」とし、決算に関わる問い合わせへのコメントや回答は控えています。

なお、「沈黙期間」でも既に公表されている情報に関してのお問い合わせには対応しています。但し、この期間中に適時開示に該当する事実が発生した場合には、適時適切に開示します。



【内部統制体制図】



